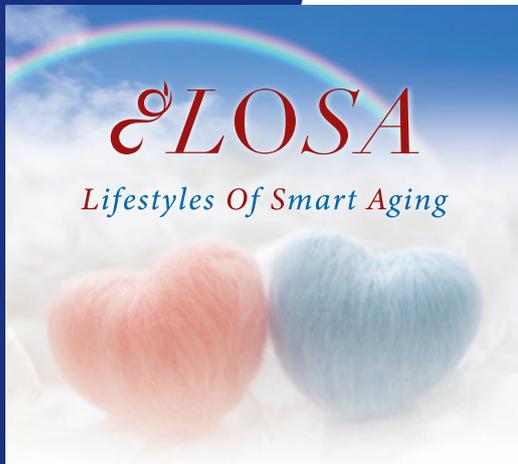


使用開始日
2026年3月6日



LOSA長期保有型国際分散 インデックスファンド 愛称：LOSA 投資の王道

追加型投信／内外／資産複合



※販売会社により取扱いが異なる場合があります。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ ^{※2}
追加型	内外	資産複合	その他資産(投資信託証券 ^{※1})	年1回	グローバル(日本を含む)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「資産複合(株式、債券、不動産投信)資産配分固定型」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

当ファンドの委託会社は2025年8月12日に「PayPayアセットマネジメント株式会社」から「アセットマネジメントOne株式会社」に変更となりました。

この目論見書により行う「LOSA長期保有型国際分散インデックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2026年3月5日に関東財務局長に提出しており、2026年3月6日にその効力が生じております。

■本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

■ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

■ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

■ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2025年12月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:22兆4,304億円
(2025年12月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<https://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

1 世界各国の様々な資産に分散投資を行います。

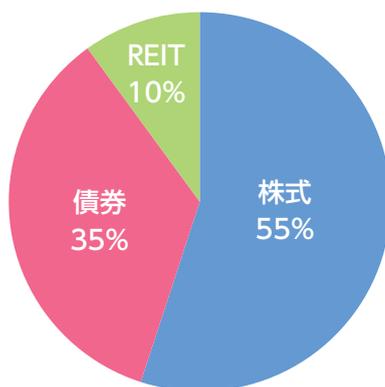
- 主として、米国のバンガードが設定するインデックス型の投資信託証券*に投資を行い、実質的に世界各国の様々な資産(以下、「実質的な投資対象資産」という場合があります。)に分散投資を行います。

※インデックス型の投資信託証券とは、各種指数に連動する運用成果をめざす投資信託証券をいい、当ファンドにおいては、後掲の「追加的記載事項」に定める投資信託証券に限るものとします。バンガードの概要につきましても「追加的記載事項」をご参照ください。

※「追加的記載事項」に定める投資信託証券は、実質的な投資対象資産の期待収益率等を勘案し、委託会社の判断により変更となる場合があります。

- 実質的な投資対象資産は、日本株式、米国株式、欧州株式、アジア太平洋地域(日本を除く)の株式、新興国株式、日本債券、米国債券、米国短期インフレ連動国債、欧州(ユーロ圏)債券、新興国債券、米国の不動産投資信託証券(REIT(不動産関連企業の株式を含む))、世界(米国を除く)のREIT(不動産関連企業の株式を含む)とします。資産配分は、信託財産の純資産総額に対し株式55%、債券35%、REIT10%を目安とします。

<資産配分の目安>



※上記の資産配分の目安は今後変更となる場合があります。

- 実質的な投資対象資産の期待収益率やリスク水準、投資環境等を勘案した上で投資信託証券の選定及び組入比率の決定を行います。

2 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

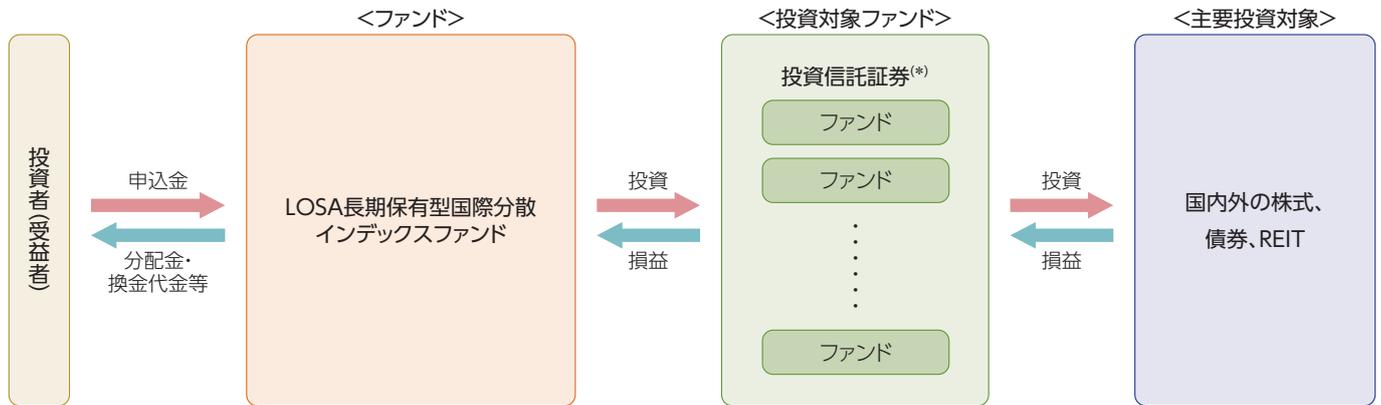


ファンドの目的・特色

■ ファンドの仕組み

当ファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式により行います。

※「ファンド・オブ・ファンズ」とは、複数の投資信託証券(ファンド)を投資対象とする投資信託をいいます。
当ファンドは投資信託証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式、債券、REITに投資を行います。



(*)投資対象とする投資信託証券の概要については、後掲の「追加的記載事項」をご覧ください。

■ 主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- デリバティブの直接利用は行いません。

■ 分配方針

- ① 毎決算期に収益の分配を行う方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行わない場合もあります。
- ② 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ③ 信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。



投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動 リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、当ファンドが実質的に組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

金利変動 (公社債等の 価格変動) リスク

金利の上昇(公社債等の価格の下落)は、基準価額の下落要因となる可能性があります。

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。当ファンドが実質的に組入れている公社債の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。また、インフレ連動債の価格は、一般に物価上昇時に上昇し、物価下落時に下落する傾向があります。当ファンドが実質的に組入れているインフレ連動債の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

REITの 価格変動 リスク

REITの価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

REITの価格は、不動産市況(不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等)、金利変動、社会情勢の変化、各種規制等の変更、災害等の要因、REITの財務状況や業績等の影響を受け変動します。当ファンドが実質的に組入れているREITの価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどの場合は、基準価額の下落要因となります。

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。

信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

株式や公社債等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、当該株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。

カントリー・ リスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

発行国の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱し、金融商品等の価格が大きく変動する可能性があります。また、法制度や決済制度、政府規制、税制、送金規制等の変化により、運用の基本方針に沿った運用を行うことが困難になる可能性があります。

為替 リスク

為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

外貨建資産に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のこと、受益者毎に異なります。
 - 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署がファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

なお、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。



投資リスク

<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。



運用実績

データの基準日:2025年12月30日

基準価額・純資産の推移 (2015年12月30日~2025年12月30日)



分配の推移 (税引前)

年	分配額 (円)
2021年12月	0円
2022年12月	0円
2023年12月	0円
2024年12月	0円
2025年12月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たりです。

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2015年12月28日)

主要な資産の状況

■組入上位10銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	VANGUARD S&P 500 ETF	24.05
2	VANGUARD FTSE EUROPE ETF	12.65
3	バンガード・ジャパンストック・インデックスファンド	10.08
4	VANGUARD TOTAL BOND MARKET ETF	9.85
5	VANGUARD SHORT-TERM INFLATION-PROTECTED SECURITIES ETF	9.84
6	バンガード・ユーロガバメントボンド・インデックスファンド	9.70
7	VANGUARD MSCI EMERGING MARKETS	7.34
8	VANGUARD REAL ESTATE ETF	6.35
9	VANGUARD GLOBAL EX-U.S. REAL ESTATE ETF	3.35
10	バンガード・パシフィック(日本を除く)ストック・インデックスファンド	2.89

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年3月6日から2026年9月4日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金 申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・アイルランドの銀行の休業日 ・アイリッシュ証券取引所の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の 中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限(2015年12月28日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・受益権口数が10億口を下回ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年12月5日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益配分方針に基づいて収益分配を行います。 ※販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(https://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」および「つみたて投資枠(特定累積投資勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用													
購入時手数料	ありません。												
信託財産留保額	ありません。												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用													
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンド</p> <p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.5335%(税抜0.485%) 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳(税抜)</th> <th>主な役務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.130%</td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.325%</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.030%</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>	支払先	内訳(税抜)	主な役務	委託会社	年率0.130%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	販売会社	年率0.325%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	受託会社	年率0.030%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価
	支払先	内訳(税抜)	主な役務										
	委託会社	年率0.130%	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価										
販売会社	年率0.325%	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価											
受託会社	年率0.030%	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価											
投資対象とする投資信託証券	<p>投資対象とする投資信託証券の純資産総額に対して年率0.03%~0.16%(2025年12月末時点) ※上記信託報酬は投資対象とする投資信託証券の変更等により今後変動する場合があります。また、投資対象とする投資信託証券の信託報酬には、年間最低報酬額が定められている場合があり、純資産総額等によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。</p>												
実質的な負担	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.6094%(税抜0.5609%)程度(概算) ※上記は、ファンドの信託報酬率と投資対象とする投資信託証券の信託報酬率を合わせた実質的な信託報酬率であり、ファンドが投資対象とする投資信託証券の2025年12月末時点の目標配分比率に基づき算出したものです。 ※この値は目安であり、投資対象とする投資信託証券の実際の組入比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があることなどから、実質的な信託報酬率は変動することがあり、あらかじめ上限額等を記載することができません。そのため、実質的な信託報酬率は概算で表示しています。</p>												
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 <p>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(休業日の場合は翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。</p> <p>※投資対象とする投資信託証券においては、上記以外にもその他の費用・手数料等が別途かかる場合があります。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>												

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

※上場不動産投資信託(REIT)は市場の需給により価格形成されるため、上場不動産投資信託(REIT)の費用は表示しておりません。



手続・手数料等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2025年12月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.58%	0.53%	0.05%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2024年12月6日~2025年12月5日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※投資対象とする投資信託証券(以下、投資先ファンドといいます。)にかかる費用は、その他費用(②)に含めています。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、投資先ファンドも含め入手し得る情報において計算に含まれていない費用は認識しておりません。

※当ファンドは2025年8月12日に委託会社が「PayPayアセットマネジメント株式会社」から「アセットマネジメントOne株式会社」に変更となり、以下の約款変更を実施しております。

・「その他費用の比率②」に含まれる法定開示にかかる費用：2025年8月11日までファンド負担、2025年8月12日から委託会社負担

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。



追加的記載事項

■投資対象とする投資信託証券の概要(2025年12月末日現在)

当ファンドが投資対象とする投資信託証券は次の通りです。各投資信託証券に関する記載内容については、委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。今後、各投資信託証券に関する記載内容が変更となる場合があります。また、繰上償還等により投資対象とする投資信託証券から除外される場合、あるいは、新たに投資信託証券が追加される場合等があります。

1. バンガード・ジャパンストック・インデックスファンド

運用の基本方針	わが国の企業の株式への投資を通じて、MSCIジャパンインデックスに連動する投資成果をめざします。
主要な投資対象	わが国の企業の株式を主要投資対象とします。
運用会社	バンガード・アセット・マネジメント・リミテッド

2. バンガード・S&P500・ETF

運用の基本方針	米国の企業の株式への投資を通じて、S&P500インデックスに連動する投資成果をめざします。
主要な投資対象	米国の企業の株式を主要投資対象とします。
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク

3. バンガード・FTSEヨーロッパ・ETF

運用の基本方針	欧州の企業の株式への投資を通じて、FTSEヨーロッパ先進国インデックスに連動する投資成果をめざします。
主要な投資対象	欧州の企業の株式を主要投資対象とします。
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク

4. バンガード・パシフィック(日本を除く)ストック・インデックスファンド

運用の基本方針	アジア太平洋地域(日本を除く)の企業の株式への投資を通じて、MSCIパシフィック(日本を除く)インデックスに連動する投資成果をめざします。
主要な投資対象	アジア太平洋地域(日本を除く)の企業の株式を主要投資対象とします。
運用会社	バンガード・アセット・マネジメント・リミテッド

5. バンガード・FTSEエマージングマーケット・ETF

運用の基本方針	新興国の企業の株式への投資を通じて、FTSEエマージングマーケット・オールキャップ(中国A株を含む)インデックスに連動する投資成果をめざします。
主要な投資対象	新興国の企業の株式を主要投資対象とします。
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク

6. バンガード・ジャパンガバメントボンド・インデックスファンド

運用の基本方針	日本の国債、政府機関債への投資を通じて、ブルームバーグ・ジャパンガバメント・フロートアジャステッドボンドインデックスに連動する投資成果をめざします。
主要な投資対象	日本の国債、政府機関債を主要投資対象とします。
運用会社	バンガード・インベストメンツ・オーストラリア・リミテッド



追加的記載事項

7. バンガード・トータルボンドマーケット・ETF

運用の基本方針	米国の国債、社債、資産担保証券等への投資を通じて、ブルームバーグ・U.S.アグリゲイト・フロートアジャステッドインデックスに連動する投資成果をめざします。
主要な投資対象	米国の国債、社債、資産担保証券等を主要投資対象とします。
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク

8. バンガード・ショートタームインフレーションプロテクトドセキュリティーズ・ETF

運用の基本方針	残存期間が5年未満の米国のインフレ連動国債への投資を通じて、ブルームバーグ・U.S.0-5年トレジャリーインフレーションプロテクトドセキュリティーズインデックスに連動する投資成果をめざします。
主要な投資対象	残存期間が5年未満の米国のインフレ連動国債を主要投資対象とします。
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク

9. バンガード・ユーロガバメントボンド・インデックスファンド

運用の基本方針	欧州(ユーロ圏)の国債、政府機関債への投資を通じて、ブルームバーグ・ユーロガバメント・フロートアジャステッドボンドインデックスに連動する投資成果をめざします。
主要な投資対象	欧州(ユーロ圏)の国債、政府機関債を主要投資対象とします。
運用会社	バンガード・アセット・マネジメント・リミテッド

10. バンガード・エマージングマーケットツガバメントボンド・ETF

運用の基本方針	新興国の国債、政府機関債への投資を通じて、ブルームバーグ・米ドル建てエマージングマーケットツガバメント・RICキャップドインデックスに連動する投資成果をめざします。
主要な投資対象	新興国の国債、政府機関債を主要投資対象とします。
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク

11. バンガード・リアルエステイト・ETF

運用の基本方針	米国のREIT及び不動産関連企業の株式への投資を通じて、MSCI USインベスタブルマーケット・リアルエステイト25/50インデックスに連動する投資成果をめざします。
主要な投資対象	米国のREIT及び不動産関連企業の株式を主要投資対象とします。
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク

12. バンガード・リアルエステイト(米国を除く)・ETF

運用の基本方針	世界(米国を除く)のREIT及び不動産関連企業の株式への投資を通じて、S&Pグローバル(米国を除く)プロパティインデックスに連動する投資成果をめざします。
主要な投資対象	世界(米国を除く)のREIT及び不動産関連企業の株式を主要投資対象とします。
運用会社	ザ・バンガード・グループ・インク



追加的記載事項

【バンガードについて】

創 業	1975年
本 社 所 在 地	米国ペンシルバニア州バレーフォージ
運 用 資 産 額	12兆米ドル
フ ァ ン ド 数	458本(グローバル)
従 業 員 数	約20,000人(グローバル)

※運用資産額は2025年11月末日現在、ファンド数は2025年11月末日現在、従業員数は2024年12月末日現在
※上記は、バンガードのデータ・情報を基に委託会社が作成したものです。

